

○国土交通省告示第三百五十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年三月十九日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道10号高瀬地区歩道整備工事（福岡県行橋市大字高瀬字並松地内から同市大字道場寺字欠塚地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 福岡県行橋市大字高瀬字並松及び字欠塚並びに大字道場寺字並松及び字欠塚地内
- 2 使用の部分 福岡県行橋市大字高瀬字並松地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県行橋市大字高瀬字並松地内から同市大字道場寺字地鎮地内までの延長620mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道10号高瀬地区歩道整備工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道10号は、北九州市を起点とし、行橋市、大分市、延岡市、宮崎市等を経て、鹿児島市に至る延長約480kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間における一般国道10号（以下「現道」という。）は、九州旅客鉄道日豊本線新田原駅の北西部に位置し、沿線には店舗、事務所、病院及び住宅が連たんしていることから、地域住民の通勤、通学、店舗利用等による歩行者等の交通量が多い。しかしながら、現道の一部の区間においては歩道が整備されておらず、その他の区間も幅員が2m未満の狭小な歩道しか整備されていないことから、歩行者等は、自動車交通量が多いにもかかわらず車道の通行を余儀なくされており、交通事故の危険性が高く、安全かつ快適な通行が確保されていない状況にある。また、本件区間には新田原駅バス停留所があるが、バス停車帯が整備されていないことから、停車したバスが通行車両の支障となり、円滑な自動車交通が阻害されている。

本件事業の完成により、幅員が3mの連続した自転車歩行者道が整備され、歩行者等の通行が自動車交通から分離されることから、歩行者等の交通事故の低減が図られ、安全かつ快適な通行が確保されるとともに、バス停車帯が整備され、停車したバスが通行車両から分離されることから、円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成17年3月に任意で調査及び検討を実施したところ、本件事業は、自転車歩行者道及びバス停車帯の整備を行うものであり、自動車交通量がこれにより増加するものではないことから、現状の生活環境等は維持されるものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、歩行者等の安全かつ快適な通行及び円滑な自動車交通の確保を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第2級の道路に自転車歩行者道及びバス停車帯の整備を行う事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業は、本件区間の前後区間における自転車歩行者道との接続、本件区間の沿線に立地する施設を利用する歩行者等の安全かつ快適な通行及びバス停車時における円滑な自動車交通の確保の必要性を踏まえ、本件区間の両側に自転車歩行者道及びバス停車帯を整備するものであり、本件事業については、取得必要面積が小さいこと、事業に要する期間が短いこと、事業費が廉価であることなど、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、一部の区間において歩道が整備されておらず、その他の区間も歩道の幅員が狭小であり、歩行者等の交通事故の危険性が高く、また、バス停車帯が整備されておらず、円滑な自動車交通が阻害されていることから、できるだけ早期に歩行者等の安全かつ快適な通行及び円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。